

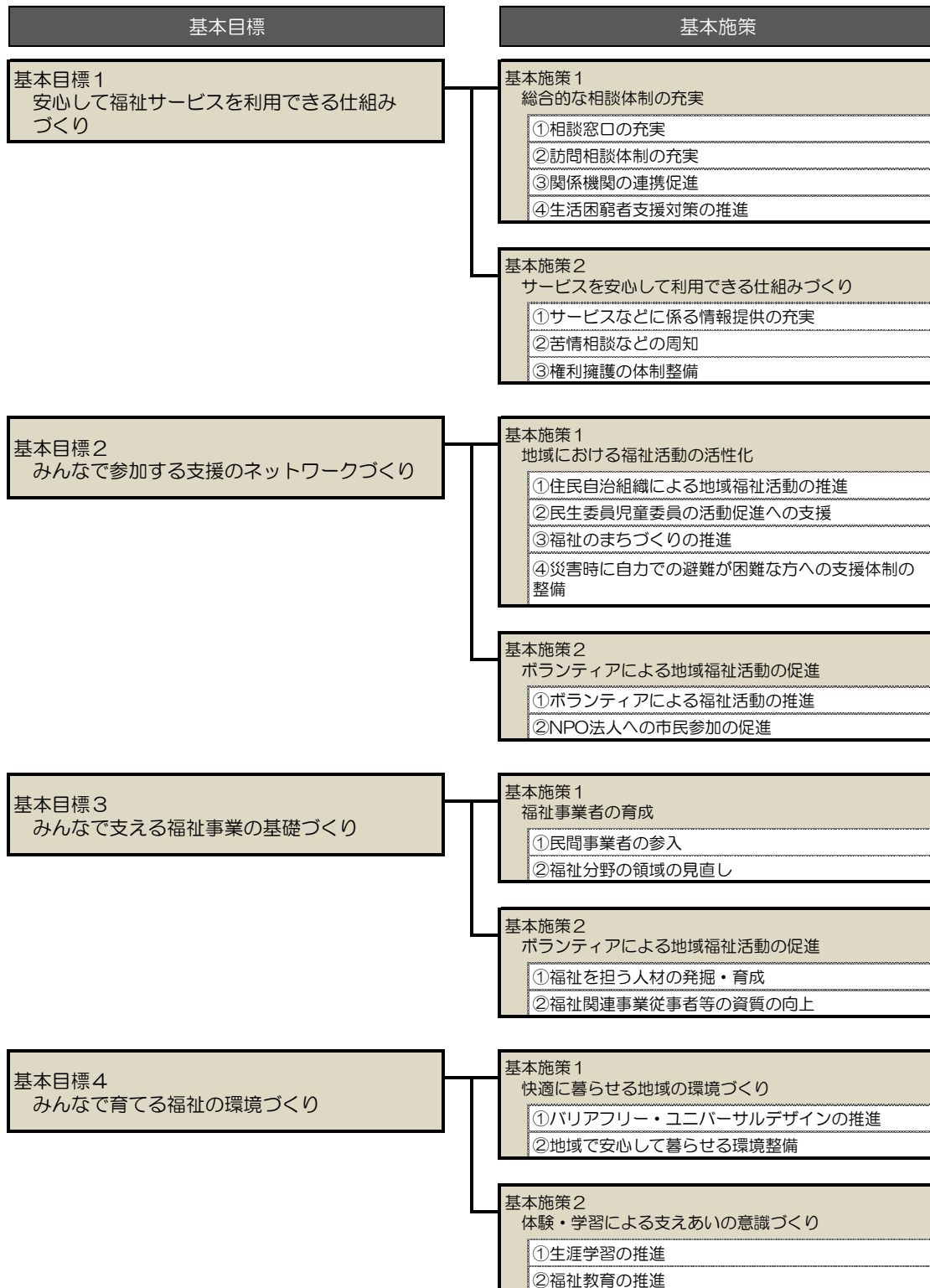
# 第2期富良野市地域福祉計画 平成28年度進捗状況報告書

ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり

富良野市保健福祉部福祉課



# 計 画 の 体 系



## 基本目標1 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

### 基本施策1 総合的な相談体制の充実

#### 【実施評価】

「総合的な相談体制の充実」のための基本施策は、①相談窓口の充実、②訪問相談体制の充実、③関係機関の連携促進、④生活困窮者対策の推進の4つです。

相談窓口としては市民相談などの包括的な相談から子育て等の個別かつ専門的な相談まで幅広い分野で実施しています。

保健センターにおいては市民のライフステージを通じて健康に関する相談支援体制が整っており、市民が主体的に健康の保持増進を図るための保健事業を提供しています。

訪問相談においては、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など複数の相談支援機関での訪問や安否活動が行われており、地域の民生委員児童委員などと連携しながら、訪問相談体制の充実が図られてきているほか、各分野における協議会や連絡会議の開催も活発になってきています。

サービスの利用手続きは市の窓口のほか、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーや障がい者相談支援事業所の相談支援専門員が家庭訪問時に申請代行を行っています。

生活困窮者自立支援法が施行された平成27年度から、法に定める必須事業である自立相談支援事業を富良野市社会福祉協議会に委託。平成28年度からは任意事業である就労準備支援事業、家計相談支援事業についても委託を行い、支援の拡充を行っています。

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「早期的な支援」、「継続的な支援」を相談者に寄り添う伴走型支援が行われています。

生活保護申請の前段に困窮支援が介入することで、各種低所得者支援制度や貸付制度、法テラスなどによる司法制度の活用が検討され、社会保障制度の適切な活用につながっています。

【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策   | 計画の内容等   |
|--|--|
| ① 相談窓口の充実  | <p>支援を必要とする方に対し、生活課題に対応した各分野の相談窓口について周知徹底を図ります。</p> <p>各分野の相談窓口が中心となり、きめ細やかな相談対応や福祉サービスなどの情報提供の充実を図ります。</p>  |
| <b>H28実績</b>   |  |
| <p>○ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民相談室（市民課）</li> <li>・ 富良野市地域包括支援センター（高齢者福祉課）</li> <li>・ 富良野市子育て支援センター（こども未来課）</li> <li>・ 富良野市こども通園センター（こども未来課）</li> <li>・ 家庭児童相談室（こども未来課）</li> <li>・ 保健センター健康相談室（保健医療課）</li> </ul> | <p>行政相談・交通事故・借金・離婚・労働問題・人権問題・雇用問題など総合相談を実施。</p> <p>高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント、認知症対策を担当</p> <p>子育てに関するあらゆる相談窓口としての対応・支援</p> <p>心身の発達に遅れや心配のあるお子さんに対して相談や個別的、集団的な療育を行い、発達を促すための援助。保護者の子育て支援</p> <p>育児不安など子育て全般の相談・子どもの養育環境、発達障がい、学校生活や非行、児童虐待等の対応・支援</p> <p>保健師による母子・成人・高齢者の健康に関する相談・支援</p> <p style="margin-left: 20px;">母子 575件（妊産婦 170件、乳幼児 405件）</p> <p style="margin-left: 20px;">成人 94件（成人 53件、高齢者 41件）</p> |
| <p>○ 市（委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富良野市自立相談支援センター（社会福祉協議会）</li> <li>・ 富良野市基幹相談支援センター（エクウエート富良野）</li> </ul>  | <p>生活困窮者の支援、就労準備支援、家計相談などを担当。</p> <p>障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う。相談支援事業、権利擁護、福祉サービスの利用援助を担当</p>  |
| <p>○ 市以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい相談センター（社会福祉協議会）</li> <li>・ 富良野市内の居宅介護支援事業所 11ヵ所</li> <li>・ 富良野市内の障がい者相談支援事業所 2ヵ所</li> </ul>  | <p>地域住民が誰でも気軽に相談できる窓口。生活上の心配ごと全般</p> <p>介護保険サービスを受けるためのケアプランの作成。介護に関する相談、手続き、調整等をサポート</p> <p>障がい者福祉サービスを受けるためのケアプランの作成。利用調整、定期的なモニタリングなどを担当</p>  |

| 主な施策         | 計画の内容等  |
|--------------|---|
| ② 訪問相談体制の充実  | 支援を必要とする方の把握や、自ら相談窓口に出向いて相談ができず、適切な福祉サービスを受けることができない方の生活を支援するため、民生委員児童委員、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、自宅などに訪問し相談対応できる体制の充実を図ります。 |
| H28実績        |   |
| ○相談機関の家庭訪問件数 |   |
| ・地域包括支援センター  | 646件（高齢者）   |
| ・地域生活支援センター  | 126件（障がい者）  |
| ・家庭児童相談室     | 58件   |
| ・民生委員        | 6,185件  |
| ・保健センター（成人）  | 399件（64歳以下 173件、高齢者 226件）   |
| ・保健センター（母子）  | 293件（妊産婦 139件、乳幼児 154件）   |

| 主な施策                             | 計画の内容等   |
|----------------------------------|--|
| ③ 関係機関の連携促進                      | 各分野の相談窓口を担う関係機関と、地域の見守りや生活支援を担う住民自治組織、民生委員児童委員、事業者や行政などの連携により、それぞれが有する情報や経験を共有し、支援を必要とする方の把握や、一人ひとりの生活支援ニーズが適切なサービスにつながるように、ケアマネジメントの推進を図ります。<br>また、関係機関の連携促進につながる組織体制について検討を図ります。 |
| H28実績                            |  |
| ・地域ケア会議<br>（地域包括支援センター）          | 高齢者の課題解決に向けた検討、関係機関の連携、地域のネットワークづくり<br>関係機関連絡会議 6回<br>ケアマネ会議 6回  |
| ・富良野地域自立支援協議会<br>（富良野地域生活支援センター） | 障がい者の課題解決に向けた検討、関係機関の連携、地域のネットワークづくり<br>全体会議 1回、生活支援会議 4回、就労部会 3回、権利擁護部会 3回、相談支援部会 5回、発達支援部会 2回、富良野部会 7回   |
| ・市民向け相談窓口連絡会議<br>（市民相談室）         | 1回開催<br>参加機関：調停委員、行政相談員、社会福祉協議会、消費生活センター、市民相談室、こども未来課  |

| 主な施策   | 計画の内容等  |
|--|---|
| ④ 生活困窮者支援対策の推進   | <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されました。</p> <p>同法に基づき、生活困窮者に対する相談窓口を設置し、生活困窮者が抱えている課題を把握し、必要な支援が行われるよう、プラン作成などを行う自立相談支援事業を実施するとともに、離職により住宅を失った生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金（有期）を支給します。</p> <p>このほかに、生活困窮者の抱える課題やニーズを把握する中で、自立相談支援事業の利用状況や就労を含めた効果を見極めながら、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などに順次取り組んでいきます。</p> <p>また、生活困窮者の早期発見のため、行政の横断的な連絡・連携体制の整備などに取り組めます。</p> <p>生活困窮者支援対策の推進に当たっては、きめ細やかな対応により、必要な方が適切に支援を受けられるよう民生委員児童委員や住民自治組織、社会福祉協議会などと連携を図るネットワークを構築し、地域全体で生活困窮者を支援する対策の推進を図ります。</p> |
| <b>H28実績</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援センター<br/>（社会福祉協議会）</li> </ul> | <p>※市委託事業</p> <p>支援内容～病気・障がい・住まい・滞納・債務・就労<br/>・地域トラブル・家計管理・家族関係・ひきこもり</p> <p>新規相談件数 39件<br/>相談延べ件数 327件<br/>プラン作成件数 15件</p>   |

## 基本目標1 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

### 基本施策2 サービスを安心して利用できる仕組みづくり

#### 【実施評価】

「サービスを安心して利用できる仕組みづくり」のための基本施策は、①サービスなどに係る情報提供の充実、②苦情相談などの周知、③権利擁護の体制整備の3つです。

サービスなどに係る情報提供では、広報ふらのや市ホームページ中心の情報発信に加えて窓口でのサービス内容の説明時に子育てガイドブック、障がい者手帳の手引きの配布、高齢者については65歳となり介護保険証を送付する際に、介護保険・高齢者福祉サービスガイドを送付し、情報提供に努めています。

また、利用者がサービス提供の過程で生じた苦情等について、事業者に対し苦情解決体制の整備について指導しています。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、旭川法テラス弁護士を招いて障がい者差別解消法に関連した権利擁護と合理的配慮について講演を受け、シンポジウムを開催し、市民及び関係職員の理解を深めました。

高齢社会の進行に伴う認知症高齢者の増加や、障がい者の地域移行の推進に伴い、地域生活の中で権利擁護支援を必要とする人が年々増加しています。

認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が低下した方でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の必要性は高まっています。成年後見制度利用促進のための普及啓発活動を継続的に行い、相談から支援まで切れ目のないサービス提供ができる体制づくりを進めるとともに、権利擁護支援体制を整備するため、権利擁護センターの設立について検討してまいります。



【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策                   | 計画の内容等   |
|------------------------|--|
| ① サービスなどに係る<br>情報提供の充実 | <p>利用者にあった福祉サービスを自ら選択し利用するためには、各種福祉サービスの内容などの情報が、いつでも、どこでも入手できることが重要です。</p> <p>利用者が必要とするサービスを容易に選択できるよう、広報紙、市や社会福祉協議会などのホームページへの掲載・啓発、福祉マップやガイドブックの作成など、様々な方法により、必要な方に必要な情報が届くよう、重層的に情報提供が図られるよう努めます。</p> <p>また、利用者がサービス提供事業者を的確に把握できるよう、サービス提供事業者に対して事業内容や実施体制、設備の整備状況などの情報提供を働きかけます。</p> |
| <b>H28実績</b>           |  |
| ・ 主な情報提供手段             | <p>広報紙、社協だより、ホームページ及びパンフレット等により、相談窓口及びサービス内容の周知</p>  |
| ・ サービス利用の手引き等          | <p>* 介護保険・高齢者福祉サービスガイド</p> <p>* 子育てガイドブック</p> <p>* 心身障がい者手帳の手引き</p> <p>* 富良野圏域社会資源マップ</p>  |

| 主な施策                         | 計画の内容等  |
|------------------------------|---|
| ② 苦情相談などの周知                  | <p>各種福祉サービスの項目や量的な充実と合わせて、サービスの質の確保が求められています。そのため、事業者自らが事業内容や実施方法などの自己点検を実施し、問題点の把握や改善に努めるとともに、当事者間においてその解決が図られるよう苦情相談や問題解決の仕組みを周知するよう働きかけます。</p> |
| <b>H28実績</b>                 |   |
| ・ 事務監査等による指導                 | <p>* 苦情処理対応の指導 2事業所<br/>(内容)<br/>重用事項説明書の中に苦情対応等について記載、対応困難事例や苦情の対応に対する関係機関で連携した検討・支援体制の整備など</p>  |
| ・ サービス利用時等における<br>苦情申立て方法の周知 | <p>* 障がい福祉サービス 新規 14人、更新 163人</p> <p>* 介護保険サービス 新規 309人、更新 701人</p>   |

| 主な施策                                   | 計画の内容等   |
|--|--|
| ③ 権利擁護の体制整備                            | <p>住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、高齢者や障がいのある方の権利擁護に向けた取組は欠かせません。</p> <p>認知症や障がいなどによる判断能力の低下の状況に合わせて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりを有料で実施）から、虐待の早期発見、消費者被害などへの対応、成年後見制度（法的な権限を持った支援）まで、一連の権利擁護の体制の充実を図ります。</p> |
| <b>H28実績</b>                           |  |
| ・ 日常生活自立支援事業<br>（社会福祉協議会）              | 相談実人数 11人、支援実件数 13件<br>相談・支援延件数 169件   |
| ・ 成年後見制度法人後見<br>（社会福祉協議会）              | 相談実人数 10人、支援実件数 2件（受任 1件、申立 1件）<br>相談・支援延件数 146件   |
| ・ 消費者被害への対応<br>（消費生活センター）              | 相談件数 68件<br>（携帯・スマホの不当請求、健康食品、インターネット接続の勧誘など）  |
| ・ 虐待への対応                               | * 地域包括支援センター<br>支援対象者実人員 3名（身体的虐待等）<br>* 家庭児童相談室<br>児童虐待支援対象者実人員 12名（身体的虐待等）   |
| ・ 障害者差別解消法研修会<br>の開催<br>（自立支援協議会富良野部会） | 「障がい者差別解消法に関連した権利擁護と合理的配慮」<br>一般市民 77名参加   |

## 基本目標2 みんなで参加する支援のネットワークづくり

### 基本施策1 地域における福祉活動の活性化

#### 【実施評価】

「地域における福祉活動の活性化」のための基本施策は、①住民自治組織による地域福祉活動の推進、②民生委員児童委員の活動促進への支援、③福祉のまちづくりの推進、④災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備の4つです。

住民自治組織による地域福祉活動の環境づくりのために、市が社会福祉協議会を通じて活動費の助成を行っています。

地域が主体となった取り組みとして、介護予防事業である、ふれあいサロンは、社会福祉協議会の支援を受け、平成28年に扇山地区でも実施され、現在15の地域で開催されています。

参加者、ボランティアの数は年々増加しており、今後も開催地域拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

民生委員児童委員は、こどもの安全やひとり暮らしの高齢者を地域で見守る担い手であり、相談役として大きな役割を果たしています。民生委員児童委員の相談支援件数、訪問回数ともに昨年より増加しています。

民生委員・児童委員活動では、地域や関係機関とのネットワーク形成のため、研修会やイベントに積極的に参加し、交流を図る機会が得られるよう、定例会で情報提供を行っています。

今後においても地域福祉の中核として力を発揮できるよう、活動の基本である要援護者の情報を、必要に応じて適切に提供してまいります。

福祉のまちづくり事業では地域福祉コーディネーターを配置し、生活上の様々な相談を受け支援を行っています。独居高齢者等への見守りや交流活動を目的とした、ふれあいの集いや、健康ふれあい祭りを通じた地域交流事業も行われています。

災害時における支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の整理を行いました。

町内会単位での自主防災組織の取り組みも進んでおり、自主防災組織独自に計画した避難訓練も実施されています。

【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策                            | 計画の内容等   |
|---------------------------------|--|
| <p>① 住民自治組織による地域福祉活動の推進</p>     | <p>住民自治組織は地域住民が安心して豊かな生活を営むために必要な組織であり、普段から地域住民が協力し合って築いており、これからも各町内会・連合会・振興会の果たす役割は重要です。地域における人と人のつながりが希薄となり、様々な社会問題や社会不安に対し、市民一人ひとりが自分のこととして考え、共に助け合い、支え合う行動が求められており、地域福祉の基盤となる町内会等における活動の充実が期待されていることから活性化を支援します。</p> <p>住民自治組織は、地域住民と一体となって地域の状況やニーズを踏まえて、既に訪問や声掛け、見守り、交流活動など様々な地域福祉活動を行っており、高齢者や障がい者の地域生活を支える大きな力となっています。こうした活動は、益々重要な支えになると共に、さらに活動を効果的なものにするためには、地域の実情にあった各種事業を住民自治組織自らが判断して自主的に展開していくことが必要です。</p> <p>住民自治組織による自主的な地域福祉活動が促進されるよう、地域の取り組みや資源を有効に活用するための福祉情報を提供するとともに、地域の状況を充分把握しながら、住民主体による地域福祉活動の拡大や充実に向け、市社会福祉協議会と連携し支援を行います。</p> |
| <b>H28実績</b>                    |  |
| <p>・ 地域生活支援事業<br/>(社会福祉協議会)</p> | <p>住民参加と福祉関係機関・団体等との連携の下、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域福祉づくりの拠点として、連合会単位等に地域推進センターを設置。</p> <p>* 地域福祉推進指定事業<br/>指定21地区 (町内会・連合町内会)</p> <p>* 地域推進センター設置事業<br/>2か所指定 (新富町連合町内会・東山地域福祉活動連絡会)</p> <p>* 地域推進センターモデル地区<br/>4か所指定 (瑞穂町・緑町・栄町・扇山地区)</p>  |
| <p>・ 地域が主体となった取り組み</p>          | <p>* ふれあいサロン事業 (介護予防事業)</p> <p>実施回数 開催地域15カ所 延175回開催<br/>(朝日町・栄町・若葉町・緑町・東部第1・東部第2・瑞穂町・麻町・新富町・西町・北の峰町・扇山・布部・山部・東山)</p> <p>利用者数 延3,105名 参加ボランティア数 延1,505名</p>  |

| 主な施策                    | 計画の内容等  |
|-------------------------|---|
| ② 民生委員児童委員の活動<br>促進への支援 | <p>民生委員児童委員は、それぞれが担当する地域での市民からの相談や見守り活動などを通じて、支援が必要な方の把握や継続的な支援活動を行っています。</p> <p>また、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、福祉施設や事業所などとの連携を密にし、その機能を助けるなど、地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアとして積極的な活動を進めています。</p> <p>このような活動が円滑に推進できるように地域住民へ民生委員児童委員の活動の周知を図るとともに、福祉ニーズの多様化により負担が増加していることを踏まえ、町内会等の関係機関との連携のあり方を検討します。</p> |
| <b>H28実績</b>            |   |
| ・ 民生委員児童委員活動            | <p>相談支援件数 延1,027件</p> <p>訪問連絡活動 延6,185件</p> <p>住民支え合いマップ事業</p> <p>独居老人調査 934人</p> <p>歳末たすけあい要援護世帯調査 136世帯</p>   |

| 主な施策   | 計画の内容等   |
|--|--|
| ③ 福祉のまちづくりの推進  | <p>まちづくりを目指して、平成13年度から富良野市社会福祉協議会が実施主体となって「ふれあいのまちづくり事業」を展開し、その後制度改正を経て、現在は地域福祉を推進する事業として「福祉のまちづくり事業」を実践しています。福祉のまちづくり事業における主要事業は、総合相談事業、福祉のまちづくり推進センターの設置、地域推進センター（連合会単位）の設置、小規模ネットワークづくりの推進です。</p> <p>社会福祉協議会に設置された福祉のまちづくり推進センターでは、地域推進センターの充実、強化、広報啓発、情報提供、活動メニューの提供、活動費の助成、交流の活性化、社会資源の開発、モデル地区の選定、地域ネットワークづくりを支援しています。今後も福祉活動の活性化を図るため、福祉のまちづくり事業への支援、推進を図ります。</p> |
| <b>H28実績</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくり事業<br/>（市委託事業）</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 総合相談事業 ふれあい相談センターの設置（社協）<br/>地域福祉コーディネーターの配置<br/>一般相談 715件(金銭・生活・トラブル・就業等)</li> <li>* 低所得者対策事業（冬季暖房用燃料費一部助成）<br/>137世帯</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参加による地域福祉<br/>推進事業<br/>（社会福祉協議会）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* ふれあいの集い 延9回開催<br/>延参加者866名（うち高齢者461名）</li> <li>* 健康ふれあい祭り H28.9.11開催 来場者約1,000人</li> </ul>  |

| 主な施策                              | 計画の内容等  |
|-----------------------------------|---|
| <p>④ 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備</p> | <p>東日本大震災以降、日本各地で災害が起こり、災害時の支援体制について見直しが行われているところであり、本市においても各町内会による避難訓練が実施されるなど、地域での取組が行われています。</p> <p>高齢者や障がいのある方、ひとり親、乳幼児を抱える方など、災害時に自力での避難が困難な方に対する避難場所等を含めた支援体制の整備が課題となっていることから、日頃から地域の実情を熟知している町内会や民生委員児童委員による日常的な見守り活動を推進するとともに、収容避難場所や防災拠点となる公共施設の整備を進め、より安全な避難場所の確保や災害対策の強化を図ります。</p> <p>また、市民全体に対して避難行動要支援者避難支援制度の周知徹底を図るとともに、町内会等を中心とした自主防災組織など、災害避難体制の整備を図ってまいります。</p> |
| <b>H28実績</b>                      |   |
| <p>・ 災害時への対応</p>                  | <p>* 避難行動要支援者名簿の整備 名簿登録者数 931名</p> <p>* 町内会による自主防災組織 42町内会</p> <p>* 避難訓練実施町内会 2ヵ所</p> <p>* 安心・安全メール 登録者1,134名</p> <p>(参考)</p> <p>* 災害発生時における協力体制</p> <p>※H20 郵便局(富良野市内)と協定締結</p>  |
| <p>・ 日常的な高齢者等見守り体制</p>            | <p>* 民生委員による地域支え合いマップ事業による見守り活動</p> <p>* 緊急通報システム事業 利用者数 159名</p>   |
| <p>・ 高齢者等の地域見守り活動に関する協定</p>       | <p>H28 旭川地方道新会と調印</p> <p>H29.2 株式会社セブンイレブン・ジャパンと協定締結</p> <p>(参考)</p> <p>※H25 コープさっぽろ</p> <p>※H27 ぶらの農業協同組合</p>  |

## 基本目標2 みんなで参加する支援のネットワークづくり

### 基本施策2 ボランティアによる地域福祉活動の促進

#### 【実施評価】

「ボランティアによる地域福祉活動の促進」のための基本施策は、①ボランティアによる福祉活動の促進、②NPO 法人への市民参加の促進の2つです。

ボランティアによる活動は、高齢者、障がい者や子育て、学校など様々な分野において進められています。ボランティアの育成は、地域福祉の推進役である富良野市社会福祉協議会が中心となり、ボランティアセンターの運営をはじめ、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアスキルアップ講座の開催などにより地域で活動する人材の育成に努めています。

NPO 法人による子育て支援や認知症サポート活動など地域福祉活動の取組も行われています。

ボランティアの力を地域福祉に一層活かしていくため、関係団体と行政が連携・協力して、広く市民や企業に呼びかけることにより、市民ニーズの把握と活動に対する理解の促進が必要です。

#### 【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策               | 計画の内容等  |
|--------------------|---|
| ① ボランティアによる福祉活動の促進 | <p>社会福祉協議会のボランティアセンターには、福祉関係のボランティア団体・個人が登録され、それぞれの分野で自主的な福祉活動を展開し、地域や福祉施設での多様なニーズに応じています。</p> <p>ボランティア活動の現状を広く周知するとともに、ボランティア活動への参加を促進するための啓発や、ボランティア養成講座の充実、ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの充実に向けた支援を行います。</p> |



| <b>H28実績</b>        |  |
|---------------------|--|
| <p>・ボランティアの活動内容</p> | <p>ボランティア連絡協議会加盟団体数 24団体<br/>           ボランティア登録人数 延362名<br/>           * 活動内容<br/>           デイサービスボランティア、施設補助ボランティア、手話通訳、子ども会行事補助、広報朗読、傾聴ボランティア、在宅介護者支援、絵本読み聞かせ、裁縫ボランティア、環境美化、絵手紙作成・配信 など</p>  |
| <p>・社会福祉協議会での事業</p> | <p>* 除雪支援ボランティア事業<br/>           利用者数 23名 協力者数 191名<br/>           * 図書宅配ボランティア事業<br/>           延利用者数 9名 延宅配冊数 14冊<br/>           * ボランティアスクール事業<br/>           託老ボランティア体験講座 高校生 5名 一般 3名<br/>           * 読み聞かせボランティア研修会<br/>           2回開催 登録者50人<br/>           * 携帯見守りネット<br/>           実登録者数 13名 実ボランティア数 7名</p> |

| 主な施策                          | 計画の内容等   |
|-------------------------------|--|
| <p>② NPO法人への市民参加の促進</p>       | <p>NPO法（非営利団体組織）が成立してから15年が経過した現在、福祉分野に関する法人が最も多く認可されています。NPO法人は、公的サービスでは補えない様々な福祉ニーズに対応して、使命感を持って柔軟かつ機動的な活動をしています。</p> <p>このような団体が地域福祉サービスに果たす役割・意義は大きく、多くの市民がNPO法人の活動に関心を持って参加が進むよう、また、新しい団体が設立されるよう、福祉関係のNPO法人への支援や啓発に努めます。</p> |
| <b>H28実績</b>                  |  |
| <p>・新設された福祉関係NPO法人<br/>1件</p> | <p>* NPO法人 いこい<br/>           活動内容<br/>           介護予防教室、子育て支援、認知症カフェ、交流施設貸出</p>   |

## 基本目標3 みんなで支える福祉事業の基礎づくり

### 基本施策1 福祉事業者の育成

#### 【実施評価】

「福祉事業者の育成」のための基本施策は①民間事業者の参入、②福祉分野の領域の見直しです。

障がい福祉の分野では、市内に就労支援事業所が開設されました。障がいなどにより一般の事業所に雇用されることが困難な方と雇用契約を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練が行われています。

福祉施策の一部は市が事業を民間に委託して展開しています。民間がもつノウハウを活用し、良質で適切な福祉サービスの確保と利用者への提供に努めています。

#### 【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策                    | 計画の内容等   |
|-------------------------|--|
| ① 民間事業者の参入              | 介護保険制度の導入、障害者自立支援法の施行及び障害者総合支援法への移行、規制緩和などにより民間企業の福祉事業への参入が進み、福祉ビジネスが発展してきました。福祉サービスの利用者の増加により福祉事業への事業者の参入が求められており、人材育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、大きな役割が期待されていますので、民間事業者、NPO法人など福祉事業者の参入促進に向けて、行政施策や地域ニーズなど情報の提供に努めます。 |
| <b>H28実績</b>            |  |
| ・新設された就労支援事業所<br><br>1件 | * 就労支援事業所 フラノステップ<br>施設種別～ 就労継続支援（A型）<br>障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの雇用型（障がい福祉サービス）   |

| 主な施策   | 計画の内容等   |
|--|--|
| ② 福祉分野の領域の見直し  | <p>利用者の増加や福祉ニーズの多様化に対応した福祉サービスの提供が求められているなか、行政だけでは対応が困難となっています。既存の枠組みにとらわれず、より効率的・効果的なサービスの提供を目指して、行政が行っている福祉事業についてそれぞれの役割の検討を行い、必要に応じて見直しを進めます。</p> <p>また、福祉分野においては既に各種の福祉施策事業、福祉サービスを民間に委託して事業を展開しているものもあります。今後も、民間で可能な事業、福祉サービスは委託を図り、サービスの量的な確保と質の向上、改善に努めます。</p>  |
| <b>H28実績</b>   |  |
| <p>主な委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制整備事業<br/>(高齢者福祉)</li> </ul>     | <p>介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業</li> </ul>                              | <p>生活保護に至る前の生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却するため、具体的な支援プランを作成する支援員を配置。平成28年度より就労支援事業、家計相談支援事業にも取り組み、支援対象を拡大。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業<br/>(障がい福祉)</li> </ul> <p>※沿線5市町村で共同委託</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基幹相談支援センター等機能強化事業<br/>障がい者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう専門的職員を相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに配置。</li> <li>* 地域生活支援センター機能強化事業<br/>障害者等が地域生活活動支援センターリライに通所し、創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進。</li> <li>* 住居サポート事業<br/>障がい者等が一般住宅へ入居する際、不動産業者との折衝、物件斡旋、入居手続きを支援。</li> <li>* 意思疎通支援事業<br/>聴覚、言語、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の派遣。</li> <li>* 手話奉仕員養成研修事業<br/>聴覚障がい者等との交流活動の推進、支援者として期待される日常生活会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕委員を養成研修する。</li> <li>* 移動支援事業<br/>屋外への移動に困難がある障がい者等について、外出の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す。</li> </ul> |

## H28実績

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ・ 日中一時支援事業<br>※中富良野町と共同委託 | 障がい者・児等に日中の活動の場を確保し、放課後や土、日曜日、養護学校における夏期冬期休暇等の支援場所として家族の就労支援と一時的な休息を図る。 |
| ・ 除雪ヘルパー派遣事業              | 登録者数 131人（高齢者 130人、障がい者 1人）   |
| ・ 高齢者等<br>緊急通報システム事業      | 設置利用者 159人（高齢者 157人、障がい者 2人）  |
| ・ 高齢者配食サービス事業             | 利用者数 63人（配食数 9,040食／年）  |

### 基本目標3 みんなで支える福祉事業の基礎づくり

#### 基本施策2 福祉を担う人材の育成

##### 【実施評価】

「福祉を担う人材の育成」のための基本施策は①福祉を担う人材の発掘・育成、②福祉関連事業従事者等の資質の向上です。

担い手の人材育成に関して、人材開発センターにおいて介護ヘルパー養成講座が実施されました。ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、団体運営の充実を図りました。ファミリーサポート事業研修会や地域包括支援センターが主催してふまねっとサポーター養成講座を開催し、新たに福祉を担う人材の育成に努めました。

地域コミュニティにおける担い手の育成・確保のため、町内会や市民活動団体などにボランティアや市民活動、市民協働に関する相談窓口などをわかりやすく伝える取り組みを進めます。

##### 【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策            | 計画の内容等   |
|-----------------|--|
| ① 福祉を担う人材の発掘・育成 | <p>地域福祉の担い手は、地域で暮らす市民一人ひとりです。地域福祉の現状と課題を地域住民一人ひとりが共有する中で、地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域で支え合う活動に結び付けていくことが重要です。そのためには、市民の地域福祉やボランティア活動に対する意識の啓発を図るとともに、市民の誰もがボランティアについて、学び体験できる機会の提供を行い、広く市民が地域福祉活動に参加できるよう努めます。</p> <p>さらに、意欲ある市民が福祉の担い手として活動できるように、養成講座の開催などにより、ボランティアリーダーの育成、発掘に努めます。</p> |

| H28実績                |                         |
|----------------------|-------------------------|
| ・ボランティア<br>スキルアップ講座  | 1回開催 参加者数：8団体 34名参加     |
| ・ふまねっとサポーター<br>養成講座  | 1回開催 参加者数11名            |
| ・ふれあい託老事業<br>(毎週日曜日) | 年50日開催 参加ボランティア数 延 320名 |
| ・ファミリーサポート事業<br>研修会  | 1回開催 参加者数17名            |
| ・こども発達支援推進<br>研修会    | 1回開催 参加者数133名           |
| ・地域啓発研修会<br>(障がい者福祉) | 1回開催 参加者数77名            |
| ・ふれあいサロン<br>スタッフ研修   | 2回開催 参加ボランティア1,505名     |

| 主な施策               | 計画の内容等   |
|--------------------|--|
| ② 福祉関連事業従事者等の資質の向上 | <p>福祉関連事業所の従事者が適切な福祉サービスを提供するためには、知識や技術の高度化に対応できる研修の充実による資質の向上が必要です。支援を必要とする人に地域で適切な福祉サービスを提供することができるよう、人材の育成とともに資質の向上に努められるよう、働きかけます。</p> <p>近年、各福祉制度が複雑化、多様化する中、福祉サービスを提供するうえで専門職員の役割が重要となっています。福祉サービスを必要とする人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことができるよう、資質の向上に努められるよう、働きかけます。</p> |

| H28実績                 |  |
|-----------------------|--|
| ・介護ヘルパー養成講座           | 1回開催 受講者数 9名   |
| ・介護職員研修会              | 1回開催 参加者数 40人  |
| ・地域ケア会議による<br>ケース事例検討 | 2回開催 参加者数 106人   |
| ・富良野地域自立支援協議会         | 31回開催 参加者数 448人<br>(全体会の他、生活支援、就労、相談、発達支援、権利擁護、地域の部会で構成) |

## 基本目標4 みんなで育てる福祉の環境づくり

### 基本施策1 快適に暮らせる地域の環境づくり

#### 【実施評価】

「快適に暮らせる地域の環境づくり」のための基本施策は①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、②地域で安心して暮らせる環境整備です。

交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道や公園の整備を推進しています。

富良野市文化会館にエレベーターを設置したほか、富良野駅トイレの改修を行っています。また、コミュニケーション、情報提供に係るバリアフリーとして、手話通訳者の派遣や、図書館での大活字本、録音図書の整備などの取り組みを継続しています。

安心して暮らせる環境整備については除雪対策として、自力での除雪が困難な一人暮らし高齢者や障がい者世帯に、道路までの通路が確保されるよう除雪ヘルパー派遣事業を行っています。

消費生活センターに寄せられる相談のうち約半数が60歳以上の高齢者です。健康食品などの通信販売トラブルや携帯、スマートフォンの不当・架空請求が相談の半数以上を占めています。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害を防止するため、防犯情報の提供及び啓発活動に努めています。

【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策                   | 計画の内容等   |
|------------------------|--|
| ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 | 市は、高齢者や障がいのある方をはじめ、あらゆる市民が安心して快適に地域で生活できるよう、建物や道路・移動手段、情報提供に係るバリアフリーを図るとともに、全ての市民が不自由なく利便性を感じられるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ります。 |
| <b>H28実績</b>           |  |
| ・ 歩道・公園の整備             | * 歩道改修時期に合わせ段差の少ない歩道へ計画的実施<br>3本 414m（東2条、西8条、東6条）<br>* 公園整備 3か所（錦町、緑町、弥生町幼児）  |
| ・ 公営住宅の整備              | 1棟4戸（高齢者・障がい者対応）   |
| ・ 公共施設等の整備             | 富良野市文化会館の改築（エレベーターの設置）   |
| ・ 公共交通機関等における整備        | 富良野駅トイレの改築（バリアフリー化）  |
| ・ 情報提供に係る整備等           | * 市ホームページの情報バリアフリー対応<br>（読み上げ・フリガナ機能、背景色の変更等）<br>* 大活字本購入（図書館：所蔵数711冊）<br>* 録音図書購入（図書館：所蔵数538本）                        |
| ・ 手話通訳者派遣              | 派遣回数 4回  |
| ・ 障がい者移動支援             | 実利用者数 5名 延利用時間 173時間   |



| 主な施策                     | 計画の内容等   |
|--------------------------|--|
| <p>② 地域で安心して暮らせる環境整備</p> | <p>降雪期、住宅の周辺はもちろんのこと、公道にいたる除雪は大変です。高齢者や障がいがある方などが自力で除雪することが困難な世帯に対して、除雪や屋根の雪降ろしなどを支援する福祉除雪や除雪ヘルパー、ボランティアによりきめ細かな対応を行い、安心して暮らせる環境づくりに努めます。</p> <p>また、高齢者や障がいのある方を狙った悪徳商法などが増加しています。悪徳商法などの被害を未然に防止するための啓発と、見守りや声掛けによる早期発見に努めることが重要です。そのため、地域や民生委員児童委員などによる啓発に努めるとともに、関係機関団体と連携を図り、防犯対策の推進を図ります。</p> |
| <b>H28実績</b>             |  |
| ・ 除雪ヘルパー利用数              | 131世帯（高齢者 130世帯・身障者 1世帯）   |
| ・ 防災防犯メール情報              | 「安心・安全メール」 登録者数1,134名  |
| ・ 防犯灯改修費助成               | 28団体 78灯（新設15灯）  |
| ・ 消費生活センター               | 相談件数 68件   |
| ・ 除雪ボランティア<br>（社会福祉協議会）  | 7団体（学校5校、他 2団体） 参加者数 191人<br>[除雪実施数 23世帯]  |

## 基本目標4 みんなで育てる福祉の環境づくり

### 基本施策2 体験・学習による支え合いの意識づくり

#### 【実施評価】

「体験・学習による支え合いの意識づくり」のための基本施策は①生涯学習の推進、②福祉教育の推進です。

市と社会福祉協議会が主催して「ふらの健康ふれあい祭り」が、地域の企業や医療福祉関係機関、ボランティア団体の協力のもと開催されました。また、ボランティア連絡協議会に加盟している団体が主催して「ふらの七夕まつり」が開催され、地域の団体や高校生、地域住民もボランティアとして参加しています。イベントの開催は、世代間格差をなくし、地域の人たちとより繋がり深い環境づくりに役立っています。

認知症サポーター養成講座は地域包括支援センターが介護関係施設、市民団体、企業、学校などに働きかけ、多くの市民が受講しています。

学校においても道路の清掃活動、地域の高齢者宅の除雪、リングプル収集、街頭募金活動などさまざまなボランティア活動が実践されています。

ボランティアスクール事業として、ふれあい託老事業所のお年寄りと高校生が交流を行いました。学校や日常生活では経験できない貴重な出会い、ふれあい、交流をとおして、福祉への理解と関心が深まったとの意見が寄せられています。

子ども会活動をサポートする各種事業を通じてシニアリーダーとしての資質を高めボランティア活動を主体的に実践する高校生の団体も積極的に活動しています。

福祉の環境づくりについて子どもから高齢者まで、すべての世代の市民によるふれあい・支え合い・助け合いが行われる地域共生社会を推進していくため、世代間を越えて交流する機会の創出をしていきます。

【基本施策における主な実施状況】

| 主な施策                      | 計画の内容等   |
|---------------------------|--|
| ① 生涯学習の推進                 | <p>地域住民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育むために、社会福祉協議会などが実施する啓発活動や研修の充実を図ります。公民館事業やことぶき大学、市民講座などを通して地域福祉についての理解を深めます。</p> <p>障がいのある状態を疑似体験したり、施設など福祉現場での介護体験や施設職員の生の声を聞くことで、高齢者や障がいのある方の生活上の不都合や悩みを理解できることもあります。また、近年、ボランティア活動を行う企業も増えてきており、地域社会に貢献しています。福祉に対する意識をさらに醸成するために、こうした介護体験や企業などにおける福祉の学習を推進します。</p> |
| <b>H28実績</b>              |  |
| ・ ボランティアスキルアップ講座（社会福祉協議会） | * 1回開催 「支え合い活動、災害ボランティア活動」<br>8団体 38名参加  |
| ・ ことぶき大学（社会教育課）           | * 福祉関連 4回開催（介護保険、ふまねっと、健康）<br>外部講師による講習等 大学生在籍者数76名  |
| ・ ふらの市民講座                 | 全58回 参加者延671名  |
| ・ 認知症サポーター養成講座            | 12回開催 参加者227人  |
| ・ 携帯見守りネット（社会福祉協議会）       | 実登録者数 13名 実ボランティア数 7名  |
| ・ ボランティアの集い「ふらの七夕祭り」      | 13団体 参加ボランティア89名 来場者250名   |
| ・ ふらの健康ふれあい祭り             | * 健康相談、盲導犬体験、介護・福祉機器展示など<br>14団体 来場者1,000名   |

| 主な施策                        | 計画の内容等  |
|-----------------------------|---|
| ②福祉教育の推進                    | <p>青少年が、将来、地域の福祉活動へ積極的に参加するようになるためには、学校におけるボランティア体験や施設訪問などの福祉学習により、福祉意識を高めることが期待されており、学校と連携し積極的に福祉教育の授業に協力します。</p> <p>毎年、社会福祉協議会では市内の小学校・中学校を協力校に指定して、福祉教育の推進を図っていますが、指定校の拡充を支援し家庭や地域における福祉活動のより一層の普及に努めます。</p> <p>少子・高齢社会を迎え、青少年の人口は減少しており、また、核家族化が進み一人暮らしの高齢者も増えて、地域社会での交流が少なくなっている中、青少年による高齢者や障がいのある方への支援活動や交流も行われています。</p> <p>こうした活動は、思いやりやいたわりといった優しい心を育むことにつながりますので、活動に参加する青少年、これを支える地域住民の活動を支援します。</p> |
| <b>H28実績</b>                |   |
| ・ ボランティアスクール事業<br>（社会福祉協議会） | * 託老ボランティア体験<br>参加者数 8名（高校生 5名、一般 3名）   |
| ・ ボランティア指定学校数               | * 地域清掃活動、街頭募金活動、除雪ボランティア等<br>10校指定  |
| ・ 学童・生徒ボランティア<br>活動推進会議     | 11校参加   |
| ・ 青少年赤十字奉仕活動                | JRC加盟校 9校   |
| ・ 青少年サークル<br>「ねーびる」 会員15人   | * 読み聞かせボランティア、社協事業ボランティア等<br>福祉5回、子ども会8回、読み聞かせ12回   |